

令和 8 年 9 月
内閣官房副長官補室

「人身取引対策行動計画 2026（仮称）」（案）に対する意見の募集結果について

令和 8 年 7 月 27 日（月）から令和 8 年 8 月 9 日（日）までの間、「人身取引対策行動計画 2026（仮称）」（案）に対する意見の募集を行いました。

その結果、58 件（1 件の提出意見に複数の御意見が含まれる場合もあります。）の御意見、本件の対象外の 1 件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見のうち、本件に関連するものについて、意見の概要及びそれに対応する考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

なお、取りまとめの都合上、御意見を適宜集約・要約させていただいております。

お寄せいただいた御意見も参考に、本日、「人身取引対策行動計画 2026」を決定しました。

貴重な御意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

項目番号	意見内容	回答
1	入管職員による外国人に対する差別意識や差別的扱いを解消した上で、外国人被害者の身柄拘束や強制退去等をやめるべきである。	出入国在留管理庁職員による、外国人に対する差別意識や差別的扱いの事実はありません。 出入国在留管理庁では、人身取引被害者の保護に必要な措置や実施体制等を定めるため、「人身取引事案に係る措置要領」を策定しています。同要領では、「被害者の保護」を第一とし、被害者本人の意思に配慮した保護措置を講ずることなどを基本方針としています。この基本方針に基づき、人身取引被害者の立場に配慮し、被害者保護の観点から、被害者の希望等を踏まえ、在留期間の更新や在留資格の変更を許可しており、また、被害者が不法残留等の入管法違反の状態にある場合には、在留特別許可を与えるなど、被害者の法的地位の安定化を図っています。
2	警察による外国人プロファイリングなどの差別的対応をやめさせ、見た目・出自にかかわらず偏見を持たない警察活動になるよう是正すべきである。	警察では、新規採用及び昇任時の研修や警察署等における職場研修等の様々な機会を捉えて、外国人等に関わる各種人権課題に対する理解を深め、人権尊重の重要性や人権に配慮した職務執行の必要性について理解させるための研修を実施しています。今後も、様々な機会を捉えて、外国人等に関わる各種人権課題に対する理解を深め、人権尊重の重要性や人権に配慮した職務執行を期するための研修を推進してまいります。
3	人身取引の通報窓口として、外国語対応などを充実させるべきである。また、SNSやウェブサイトも一層活用して外国人被害者にアウトリーチすべきである。	外国人からの110番通報等にも迅速・的確に対応できるよう、三者通話対応の強化、多言語翻訳機能を有する装備資機材の活用、外国語による対応が可能な職員の配置及び語学研修等の教養の実施に努めており、また、警察庁では、多言語で作成した人身取引の被害申告等と呼びかけるポスター・リーフレットをウェブサイトに掲載したり、同リーフレットデータを使用し、国内の国際空港において、放映するなど、幅広い広報を実施しております。 また、出入国在留管理庁では、同庁のホームページに、外国人が被害を申告するための多言語対応の入力フォームを設け、外国人が人身取引の被害を訴え出やすい環境を一層整備することとしています。
4	人身取引の通報窓口は、SNSではなく110番で直接対応すべきである。	人身取引被害等については、110番通報をしていただいても対応いたします。
5	被害者・加害者の多くは日本人であるため、「外国人の取締」ではなく、加害者である 国内の日本人を中心とした取締り強化と、（外国人を含めた）被害者救済が必要である。	人身取引関連事犯について、引き続き、法と証拠に基づき、適切に対処してまいります。また、全ての被害者が保護・支援措置の対象となるよう、引き続き包括的な人身取引対策を推進し、人身取引の撲滅を目指してまいります。
6	刑事手続において、外国人の被疑者・被告人についても、日本人と同様に、弁護士による正当な保護を受ける仕組みとすべきである。 また、被害者が各種手続きにおいて、弁護士による法的支援を受けられるようにするべきである。	刑事手続においては、被疑者・被告人が受けることのできる弁護士による支援等に関する制度について、日本人と外国人とで違いはありません。 また、日本司法支援センター（法テラス）においては、人身取引の被害者に対し、日本人・外国人を問わず、被害の内容等のお申し出の内容を踏まえ、犯罪被害者支援に精通した弁護士等の紹介や犯罪被害者等支援弁護士制度等による被害者支援業務を行っています。
7	人身取引被害者へのヒアリングを行い、行動計画に反映すべきである。	人身取引被害者については、これまで保護等の取組を推進してきており、その上で、今回行動計画の改定をするものです。いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
8	技能実習制度の適正化ではなく、就労ビザの拡大や、日本で生まれた外国人の子供の出生登録と共に、その親への日本国籍の付与、就労ビザ・永住ビザの発行促進など行い、外国人にきちんと生活できる生活基盤を与えるべきである。	日本国籍の取得は国籍法に基づいて行われるものであり、外国籍の子が日本国内で出生したことのみをもって、その親が日本国籍を取得することはありません。なお、本行動計画は人身取引対策に関するものであり、国籍法制度の改正を対象とするものではないため、御意見は今後の政策及び制度運用の参考とさせていただきます。 また、外国人の受入れの拡大については、国民生活に与える影響等を踏まえ、慎重に検討する必要があると考えています。加えて、永住許可についても、活動・期間の制限がなく、生涯を本邦で過ごすことが想定される最も安定した法的地位であることに鑑み、特に慎重に審査を行うべきものと考えています。
9	外国人被害者の支援については、NPO や弁護士団体・人権団体によって結成されるべきで、それに対して政府が金銭的・法的な支援を行うべきである。	人身取引の外国人被害者に対しては、「人身取引対策行動計画2022」において、被害者の保護・支援に関する取組を幅広く位置付けており、関係機関において、一時保護・援助、被害者への情報提供、法的援助、帰国・社会復帰支援等、様々な支援を実施しています。また、支援の実施に当たっては、人身取引被害者支援に取り組むNGO等民間団体の協力も得ながら、関係機関が連携して対応しています。 御意見のような被害者支援の重要性も踏まえ、政府としては、引き続き、関係機関及びNGO等との連携を図りつつ、外国人被害者一人一人の状況に応じた適切な保護・支援が行われるよう、必要な取組を進めてまいります
10	パブリックコメント募集文書において、作成日と募集期間の年号表記（令和4年と令和8年）や、住所・氏名の明記の可否のシステムとの不整合が見られる。公表前の点検体制を強化し、適正な記載を徹底すべきである。	御意見を踏まえ、改めて各種記載を確認し、所要の技術的修正等を行いました。今後とも適正な記載に努めてまいります。

1 1	不法滞在や不法就労の状態にある潜在的被害者が、処罰や退去強制を恐れて被害申告を躊躇する恐れがあるため、相談窓口の運用要領等において「被害申告者を適切に保護し、不当に不利益を課さない」といった方等針を明確にすべきである。また、始めに弁護士への連絡・支援を取り付ける対応、在留特別許可など、柔軟な個別救済を検討すべきである。	御意見を踏まえて検討してまいります。 潜在的な人身取引被害者が被害申告をためらうことがないように、出入国在留管理庁では、多言語への自動翻訳に対応したウェブサイトに、人身取引に関する情報や相談窓口、被害者保護の考え方、被害者保護の流れ等を掲載し、周知しています。具体的には、人身取引被害者について、人身取引被害者の立場に配慮し、被害者保護の観点から、被害者の希望等を踏まえ、正規在留者には在留期間の更新や在留資格の変更を許可するほか、被害者が不法残留等の入管法違反の状態にある場合にも、収容することなく在留特別許可を与えるなど、被害者の法的地位の安定化を図ることを明らかにしています。
1 2	年次報告による効果検証を定着させるため、多言語相談の受付・処理件数、関係省庁職員への研修履修率、被害者への啓発活動が実際に保護等につながった実績不法就労摘発件数、関連犯罪の状況、悪質な受入企業・団体への処分件数、被害者支援に使用した公費、責任ある事業者等から求償・回収した金額、帰国支援件数等様々な客観的指標を設定し、毎年その効果検証・公表を行う仕組みの導入を検討すべきである。	人身取引に関する施策の実施状況や人身取引事犯の取締状況等、我が国の人身取引に係る取組については、年次報告を作成・公表しているところです。年次報告の作成を通じ、人身取引に係る最新の情勢の把握や各種施策の進捗状況や効果等を確認・検証し、随時必要な施策を検討するなどすることとしております。いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
1 3	特に外国人技能実習生等に関する人身取引事犯については、厳格な処罰をすべきである。また、原則執行猶予の付かない拘禁刑を課すなど、厳罰化すべきである。	御指摘の人身取引事犯については、これまでも厳正に対処してきているところであり、今後も厳正な対処に努めてまいります。
1 4	風俗業に限らず、一般の企業でも人身取引が行われる懸念があるため、企業の採用担当者、転職エージェント等のバックグラウンドチェックをすべきである。	いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
1 5	外国人労働者が人身取引と被害者となる要因として、安価な労働力への依存があることから、低賃金・悪条件での労働力依存を断ち切るため、自動化・設備投資の強力な推進・国内の潜在的労働力の優先的活用・柔軟な働き方の推進等の産業・労働政策を推進すべきである。	いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
1 6	特定業種そのものを人身取引の温床として扱えば、職業選択の自由や生活基盤の侵害による地下化や孤立を招く可能性があるため、AV出演、悪質ホストクラブ、売買春に関しては、暴力、脅迫、詐欺、監禁、過大な債務、脆弱な立場の濫用等による搾取と、成人の自由意思に基づく合法的な出演・接客・就労を明確に区別するべきである。	人身取引事犯に該当するか否かについては、人身取引議定書第3条に規定されている「人身取引」の定義に基づき、個別に判断しております。 なお、売買春規制の在り方については、近時の社会情勢等を踏まえ、必要な検討を行います。
1 7	年次報告では、検挙件数だけでなく、相談件数、被害者認定件数、一時保護までの時間、住居・医療・心理・法律・就労支援の実績も公表すべきである。また、行動計画も含めて、科学的な基準や根拠に基づいたものとすべきである。	年次報告では、人身取引事犯の検挙件数・検挙人員のほか、人身取引事犯の被害者数についても盛り込むなどしております。いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
1 8	現地機関の書類偽造やブローカーの過剰債務など、不適正な入国に関与した企業や団体は相手国と連携し徹底排除、厳正に処分するべきである。	技能実習制度においては、不適正な送出機関を排除すること、技能実習を適正かつ円滑に行うために連携を図ることを目的として、二国間取決め（MOC）を作成しています。不適正な送出機関を把握した場合には、二国間取決めに基づき、相手国政府に通報して調査を依頼し、その結果に基づき、指導や送出機関の認定取消し等を求めています。また、二国間取決めに基づいて、悪質な送出機関の排除について送出国政府と協議を行っています。 特定技能制度においても、悪質な仲介事業者の排除を目的とし、情報共有の枠組みの構築を内容とする二国間取決め（MOC）を作成しています。 また、育成就労制度においては、不適正な者を制度から排除する観点から、送出国との二国間取決めの作成を通じた送出機関の情報の透明化や悪質な送出機関排除に向けた取組の強化等を行っています。 その他の在留資格についても、いただいたご意見を参考にさせていただき、厳格な審査を行ってまいります。
1 9	障害者、男性被害者等に対し、精神的ケア・生活再建・就労を含めたきめ細やかな復帰支援の整備をすべきである。	被害者への支援として、女性相談支援センター等により人身取引被害女性の保護を行い、安全の確保及び心身の健康状態に配慮した心理的ケア等の対応を行っています。また、ハローワークにおいては、一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな就職支援を引き続き行っております。 政府としては、全ての被害者が保護・支援措置の対象となるよう、効果的な措置を講じているところ、引き続きその立場を踏まえた支援措置の充実等の可能性について、検討してまいります。
2 0	現場で安全・確実に無力化できる装備（非致死性装備等）の拡充など、警察の対応力を強化すべきである。	いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
2 1	海外ネットワークへの邦人関与の懸念やSNS上の不安に対し、政府として正確かつ透明性の高い情報開示を行い、国民の不信感を払拭すべきである。	政府としては、引き続き必要な広報等を推進してまいります。

2 2	被害者も加害者も外国籍で日本人が関わっていない事件について、帰国後の生活支援や社会復帰支援まで日本が継続的に費用負担する必要はなく、被害者の帰国後の支援は、被害者母国政府・大使館・国際機関・現地NGOが主体で、日本は必要に応じた協力とすべきである。	我が国において重大な人権侵害と肉体的・精神的苦痛を受けた外国人人身取引被害者を安全かつ健康に、また尊厳を保った形で帰国できるよう支援するとともに、その社会復帰を支援することは、人権・人道上の意義が高いと考えます。その上で、我が国による支援は、被害者の国籍を含め個別具体的な事情を踏まえて実施する必要がありますが、現在、外務省では国際移住機関（IOM）への拠出を通じ、被害者の帰国支援に加え、帰国後の社会復帰支援についても、被害者の出身国政府、在京大使館、国際機関、現地NGO等と連携して実施してきています。また出入国在留管理庁では、IOM 駐日事務所や在京大使館等と緊密に連携しながら、被害者の保護及び帰国支援に取り組んでいます。
2 3	自ら助けを求められない年齢の子供を守るため、養子縁組制度を見直し、養子縁組後の追跡確認や斡旋機関への監督と監査も強化する必要がある。その他、子供を金銭で取引し、海外の不透明な環境へ売り飛ばすような悪質なブローカーや組織に対しては、最高刑に極刑（死刑・無期懲役）を盛り込むための抜本的な法改正を検討するべきである。国際養子縁組の原則禁止と厳格な要件化「福祉」や「養子縁組」の名を借りた児童売買を根絶するため、外国籍の人間への子供の引き渡し（国際養子縁組）は原則として禁止するほか、関与した役員や個人の資産を直ちに凍結するなどの法制度を構築するべきである。	児童相談所や民間養子縁組あっせん機関を通じて養子縁組が成立した場合、その成立後も養親や養子等に対して、継続して必要な支援を行っています。また、こどもの権利保護のため、自治体に対して、これらの機関への適切な指導監督を行うよう求めています。「養子縁組制度の見直し」、「国際養子縁組の原則禁止と厳格な要件化」については、民法上、「自ら助けを求められない年齢の子供」を守ることを含め、子の福祉や利益の観点から、未成年者を養子とするには、家庭裁判所の許可を得なければならないこと等が規定されています。子の福祉や利益の観点からすると、国籍要件を追加するなどの養子縁組制度の見直しについては、慎重な検討を要するものと考えられます。 「子供を金銭で取引し、海外の不透明な環境へ売り飛ばすような悪質なブローカーや組織に対しては、最高検に極刑（死刑・無期懲役）を盛り込むための抜本的な法改正を検討するべきである。」という点については、法改正の要否は、現行法令の運用状況や実態等を踏まえつつ、慎重に検討すべき事柄であると考えています。
2 4	米国は強制労働対策が不十分であると主張する国に対する高い関税を課する措置を講じたことから、これに対応すべき。また、国際基準のシフトや欧米諸国の法制化動向等を踏まえ、サプライチェーンにおける人権デューディリジェンスの法的義務化に向けた検討を行動計画に明確に位置付けるべき。	御意見として参考とさせていただきます。
2 5	外国人に広く副業・兼業・転職を許可し、きちんとした働き口と収入を確保することで、悪徳業者の元で働かざるを得ない状況を改善すべきである。	外国人については、本邦の活動内容に応じて在留資格が付与されることとなり、その在留資格で認められた活動の範囲で就労ができます。 外国人が適切に就労できる環境を構築することは重要ですが、その活動範囲の拡大については、国民生活に与える影響等を踏まえ、慎重に検討する必要があります。 技能実習の在留資格においては、技能実習生には技能実習に専念する義務があることを踏まえ、技能実習以外の活動を行うことは認めておりません。技能実習の途中で実習先を変えることは原則として想定しておりませんが、実習先で不適正な取扱いを受けたなどやむを得ない事情が認められる場合には、実習先を変えることが可能となっております。 特定技能の在留資格については、人手不足である産業分野において即戦力となる外国人を受け入れるという制度趣旨を踏まえ、原則としてフルタイムでの雇用を必要としており、「副業」は想定しておりません。他方で、技能水準や日本語能力水準その他必要な要件を満たしていれば、同一の受入機関において複数の産業分野にまたがって就業することが可能であり、また、自らの意思で転職することも可能です。 育成就労の在留資格においては、育成就労外国人には育成就労計画に基づき計画的に技能及び日本語能力の向上を図ることが求められていることを踏まえ、育成就労計画に基づく活動以外の活動を行うことは認めておりません。他方で、一定の要件を満たす場合には本人の意向による転籍が可能となっているほか、受入機関において不適切な取扱いを受けた場合などやむを得ない事情が認められる場合には、受入機関を変更することが可能となっております。 なお、受入機関の適格性については、技能実習や育成就労においては計画認定申請の審査の際、特定技能においては在留諸申請の審査の際に確認しております。また、いずれの制度についても、受入れ後において、定期的な実地検査等を実施するなど、受入機関が適正に外国人を受け入れていることを確認することとしております。
2 6	出入国在留管理庁の職員の教育や入れ替えを実施すべきである。	出入国在留管理庁では、多様な研修を実施しており、その中で人権に関する講義を行っているほか、業務の中核を担う職員や全職員を対象とした人権研修を実施するなど、職員に対する人権教育の充実に努めています。 また、出入国在留管理庁では、職員に特定の分野に偏ることなく幅広い業務を経験させるため、適宜人事異動を行っております。
2 7	売春防止法を廃止、または死文化し、ドイツやニュージーランドのように、行政や司法機関の監視のもとで売春を認め、強制的な売春のみを摘発することにリソースを集中するべきである。	売買春規制の在り方については、近時の社会情勢等を踏まえ、必要な検討を行います。 その上で、売春事犯については、引き続き、法と証拠に基づき、適切に対処してまいります。

28	いわゆる「AV新法」によって、作品の地下化を招いたことで、むしろAV出演強要被害を悪化させているため、その実態調査や、法律を改正または廃止するなどしてアダルトビデオ業界の出演被害の防止及び救済は業界が主導で行い、安心してアダルトビデオに出演できる環境を作っていくべきである。	AV出演契約をめぐる被害の防止及び被害者の救済が適切に図られるよう、引き続き、相談窓口であるワンストップ支援センターにおける被害者への相談支援の充実やSNSの活用等による広報啓発の継続的な実施に努めてまいります。
29	オンライン上の児童の性的搾取事犯の取締りに係る国際協同オペレーションへの参画等については、アニメや漫画などの創作物と実在する児童とは明確に区別し、実在する児童の性的搾取のみを取り締まるようにすべきである。	オンライン上の児童の性的搾取事犯の取締りに係る国際協同オペレーションへの参画等の際は、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」等に基づき取締りを行っています。
30	「悪質ホストクラブ対策」だけではなく、「悪質キャバクラ対策」、「悪質キャバレークラブ対策」、「メンズコンカフェ対策」の推進に加えて、悪質なエンターテインメント分野全般における人身取引対策も実施すべきである。	人身取引事犯に該当するものについては、悪質ホストクラブによるものに限らず、法と証拠に基づき、厳正に対処しております。
31	国は学校教育やSNSを通じ、人身取引の罣や搾取の実態を早期から教え込む「危機管理教育」を義務付け、被害の未然防止に努めるべきである。	学校教育における取組の例としては、子供たちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための「生命（いのち）の安全教育」を推進しています。 また、児童生徒が非行に走らないよう、警察官等を外部講師として招き、地域の非行情勢や非行要因等について児童生徒に情報発信する非行防止教育等の実施を求めているところです。 また、若年層の性暴力被害予防に関し、毎年4月の「若年層に対する性暴力被害予防月間」をはじめ、SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用した啓発活動を効果的に展開し、相談先の周知を図るなどの取組も行っております。 このような教育等を通じ、引き続き広報啓発活動を行ってまいります。
32	ホスト絡みの売春強要・あっせんへの厳罰化売掛金を用いて女性を支配し、売春を強要・紹介する行為に対し、人身売買罪や職業安定法違反を厳格に適用し、現行以上の大幅な厳罰を科すほか、悪質な営業形態そのものを法律で厳しく制限・禁止できる法整備を行うべきである。	御指摘のこの種の人身取引事犯については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、刑法及び職業安定法等の関係法令を駆使し、これまでも厳正に対処してきているところであり、引き続き、法と証拠に基づき、厳正に対処してまいります。
33	人身取引・臓器搾取への連鎖を防ぐ水際対策と需要の根絶、女性を海外の不透明な性産業へ送り出すブローカーの摘発を徹底すべきである。	出入国在留管理庁では、人身取引対策行動計画の下、政府一体となって対策に取り組んでおり、厳格な上陸審査の実施など、人身取引防止・撲滅への取組を実施しています。 また、臓器搾取については、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第2条第2項に臓器提供の任意性について規定されており、さらに同法第11条に臓器売買の禁止、同法第20条に臓器売買の禁止に対する罰則が設けられているところであり、引き続き同法に基づいて移植医療対策に取り組んでまいります。 その上で、人身取引に該当する可能性がある事案を認知した場合には、関係行政機関間における緊密な連携・協力を図り、不法就労に関与する悪質な雇用主、偽装滞在、不法滞在に関与するブローカー等の検挙を念頭に人身取引事犯及びその関連事犯の取締りに当たることとしております。
34	不当な延命に頼るのではなく、自然な寿命や平穏死を受け入れられる終末期医療の環境整備を進め、闇の需要そのものを根絶するべきである。	厚生労働省としては、人生の最終段階の医療・ケアに関して、本人が前もって家族等や医療・ケア関係者と繰り返し話し合うプロセスである、いわゆる「人生会議」について医療・ケア関係者や国民の理解を促進していくことが重要であると考えているところです。人生の最終段階まで、国民が適切な医療・ケアを受けられるよう、医療提供体制を整備することは重要であり、引き続き取り組んでまいります。
35	外国人や国際組織が関与する人身取引事犯に対しては、出入国管理の徹底、国際捜査連携の強化、および水際での取り締まりを大幅に強化すべきである。また、潜在化しやすい誘拐や臓器目的の取引についても実態把握を徹底し、未然防止に向けた厳格な法執行を行い、関与した国内外の犯罪者・組織に対して、厳罰化をすべきである。	出入国在留管理庁では、人身取引対策行動計画の下、政府一体となって対策に取り組んでおり、厳格な上陸審査の実施など、人身取引防止・撲滅への取組を実施しています。その上で、引き続き、人身取引事犯の実態把握を徹底し、法と証拠に基づき、適切に対処してまいります。
36	人身取引の予防のため、在留資格審査の際、犯罪歴、学歴、職歴、婚姻実態、資金形成、所属機関の実在性などについて、本人や受入機関の自己申告だけで判断するのではなく、発行機関、教育機関、外国当局等への照会や、提出書類の真正性確認を原則として行い、虚偽申請が判明した場合には、仲介者や受入機関を含めて厳正に処分すべきである。	審査の過程において必要と判断した場合は、関係機関と連携して申告内容や提出書類の真偽確認を行っており、虚偽の申告や書類の偽変造が認められた場合は消極的要素として評価し、申請を不許可とする対応を執っております。 仲介者や受入機関を含めて厳正に処分すべきとの御意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。
37	在留資格ごとの活動内容に応じ、実際に就学・就労・生活が可能な日本語能力を確認する仕組みも必要である。	令和8年1月に取りまとめられた「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」においては、日本に在留する外国人（帯同家族を含む。）が日本語や日本の制度・ルール等を学習するためのプログラムの創設を検討することとされており、現在、政府内に設置した「日本語・生活学習プログラム（仮称）の検討のためのワーキンググループ」において検討を進めています。

38	人身取引又はその疑いを発見し、被害者を認知し、関係機関へ接続し、支援終了又は確認不能として扱うまでの処理経路を明確にした上で、被害者が支配構造から離脱できているかを確認する視点、保護後に支配構造へ戻るおそれを再現可能な形で記録する視点、帰国後や連絡不能時にも支援課題を残す視点、統合管理・再評価の主体、海外邦人被害者の初動責任主体を明記するべきである。	政府としては、「人身取引事案の取扱方法（被害者の認知に関する措置）について」記載のとおり、被害者の認知に関し、関係行政機関において講ずべき措置について整理しております。 いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
39	外国人人材の派遣、紹介、登録支援、監理、送出し等に関する事業者について、全国的な実態調査を実施し、許可要件や資格制度を厳格化した上で、経営者・担当者の適格性、資本、事業実態、報酬体系、外国人から徴収する費用、過去の法令違反、受入れ後の支援状況などを定期的に審査し、問題のある事業者には厳正に対処すべきである。	いただいた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
40	人身取引被害において、外国人事例と分けた上で、日本人の被害及び権利について明記すべきである。	政府としては、全ての被害者が保護・支援措置の対象となるよう、効果的な措置を講じているところです。なお、人身取引被害については、年次報告書において、その国籍の内訳等も含めて記載しております。
41	風俗業界への若者の流入を阻止し、資金の流入を阻止するため、確定申告時に経費として認めるのは、カード決済や銀行振込などの履歴が残る支払い形式のみに限定すべきである。	いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
42	近年、国外で特殊詐欺への加担を強要させられる被害が増加しているため、犯罪を強要される被害に関しても対策や方針など何らかの記載を検討すべきである。	政府としては、いわゆる「闇バイト」の危険性を伝える注意喚起等を行っているところ、今後の特殊詐欺の情勢を勘案しつつ、その必要性を検討したいと考えています。
43	「人身取引・性的搾取の需要側」という言い方は、性的搾取のためのマーケットを一般の市場経済と同一視するような印象を与えるため、「安全で秩序ある正規の移住のためのグローバル・コンパクト」の表現に合わせ、「人身取引につながる搾取への需要側」とすることを検討すべきである。	御指摘の「人身取引につながる搾取への需要側」との趣旨は、現行の「性的搾取の需要側」という表現にも含まれており、ここでいう「需要側」は、人身取引や性的搾取につながる行為を生じさせる需要の側を意味するものです。このため、原案の表現を維持します。
44	「被害者の認知に関する措置」、「被害者の保護に関する措置」や参考資料「人身取引被害者保護の流れ」を改訂し、掲載することを検討すべきである。	今回の行動計画の改定に際し、御指摘の文書について改定・掲載を考えております。
45	加害者に対する捜査への被害者の協力は任意であり、協力の有無にかかわらず適切な認知、保護、及び、支援が提供される旨を、被害者へ教示すべき内容として記載すべきである。	犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」には、諸制度に関する解説のほか、犯罪によって様々な困難に直面し、適切なサポートが必要な方々に対して、必要な保護と支援に努めている旨記載されており、検察においては同内容を踏まえた教示を行っているところ、御意見を参考としながら、引き続き、被害者に対する分かりやすい情報提供・教示が行われることとなるよう努めてまいります。
46	都道府県労働局の人身取引対策担当者を対象に、フロントラインにおける人身取引の兆候把握や被害者認知に関する能力強化研修の実施についても、計画への記載を検討すべきである。	労働基準監督機関においては、人身取引対策の推進における労働基準監督機関の役割等について研修を行っているところであり、引き続き、人身取引対策担当者を含めた労働基準監督官の能力向上に努めてまいります。
47	本計画において「通信傍受の実質的活用・拡充」を明示し、人身取引関連犯罪に対する傍受要件の緩和・対象犯罪の拡大・捜査機関の権限強化を具体的に盛り込むべきである。	一般論として申し上げれば、要件の緩和等を含む法改正の可否については、現行法令の運用状況や実態等を踏まえつつ、慎重に検討すべき事柄であると考えています。
48	技能実習制度、特定技能制度、育成就労制度をはじめ、外国人を労働力として受け入れるすべての制度は、人身取引・不法就労・犯罪の温床であり、廃止すべきである。	いただいた意見は今後の制度運用の参考とさせていただきます。
49	犯罪歴または書類送検歴のある外国人およびその家族の帰化取消、再入国の永久停止を制度化すべきである。	本行動計画は人身取引対策に関するものであり、国籍法制度の改正を対象とするものではないため、御意見は今後の政策の参考とさせていただきます。 また、出入国在留管理庁では、人身取引対策行動計画の下、政府一体となって対策に取り組んでおり、厳格な上陸審査の実施など、人身取引防止・撲滅への取組を実施しています。
50	児童の商業的性的搾取（CSEC）を明確に本計画に位置付けるべきである。	児童の商業的性的搾取（CSEC）についても、人身取引議定書の要件を満たすものについては、人身取引としてその対策を行っており、行動計画記載の施策の射程となっております。また、児童の性的搾取等の防止及び被害児童の保護・支援については、「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取に係る対策の基本計画）」等に基づき、引き続き、関係省庁と連携しながら取組を進めてまいります。
51	NGO等の第三者から提供される情報を積極的に活用し、被害の早期発見及び捜査の端緒とすべきである。	NGO関係者等からの情報提供を通じて得られた情報を、外国人女性及び外国人労働者の稼働状況や人身取引被害の発生状況、国内外のブローカー組織の現状等の把握・分析及び被害者の保護・支援及び被疑者の検挙に結び付けるよう努めております。
52	オンライン上の児童の性的搾取等事犯に関し、プラットフォーム事業者の責任や、適切な対策を促す内容を盛り込むべきである。	いただいた意見は今後の制度運用の参考とさせていただきます。

53	インターネットポルノの危険性を「生命の安全教育」で子どもたちに伝えた上で、「生命の安全教育」の実施率の把握と報告をすべきである。	政府としては、子供たちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための「生命（いのち）の安全教育」において、インターネットやSNSでの性暴力について、小学校高学年の教材等において取り扱っています。また「性犯罪・性暴力防止のための教育」の実施率及び「生命（いのち）の安全教育」の教材を活用している割合については、HPに調査結果を掲載しています。
54	海外で性風俗業者に関与しないよう、若い女性に啓発を行うべきである。	政府としては、人身取引の被害を未然に防止するため、関係機関において、人身取引の危険性等についての広報・啓発を行うなど、被害防止に向けた取組を推進しています。引き続き、関係機関が連携し、必要な広報・啓発を実施してまいります。
55	性犯罪捜査において、被害者に適切に対応できるよう、関係機関への研修・周知等を強化すべきである。	いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。 なお、警察においては、第5次犯罪被害者等基本計画（令和8年3月17日閣議決定）等に基づき、性犯罪被害者の心情に配慮した捜査及び支援を推進するため、性犯罪の捜査及び支援に従事する警察官等を対象に、専門的知見を有する講師を招いて講義を行うなど、男性や性的マイノリティが被害を受けた場合の対応を含め、学校教育等の研修を推進するなどしています。 法務・検察においては、全検察官を対象とする経験年数等に応じた各種研修において、性犯罪における被害者心理や被害者対応に関する講義を実施しており、今後も引き続き実施していくことで、必要な知識及び意識の向上を図ってまいります。
56	外国人の入国自体を減らすことで、人身取引対策を行うべきである。	いただいた意見は今後の制度運用の参考とさせていただきます。
57	刑法上の人身売買の罪には「未成年者を略取し」という文言があり、国連議定書の「児童の場合は、手段が用いられない場合であっても、人身取引とみなす」という内容に反するため、刑法の規定の見直しを含む検討をすべきである。	一般論として申し上げれば、構成要件の見直しを含む法改正の要否については、現行法令の運用状況や実態等を踏まえつつ、慎重に検討すべき事柄であると考えています。
58	「JK」ビジネス等危険性が認められている事業形態に対して、前広な被害防止策が講じられるべきである。	毎年4月の「若年層の性暴力被害予防月間」等において、若年層の様々な性犯罪・性暴力被害の予防啓発や被害に遭った際の相談先の周知を行い、若年層を対象とする予防啓発の拡充を図っております。 政府としては、引き続き被害防止のため、啓発活動を徹底してまいります。
59	アテンションエコノミーによって性的搾取や被害者への偏見が生まれる環境についても検討すべきである。	いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
60	SNSからTelegramやSignalのエンドツーエンド通信に誘導するアカウント等に対して、匿名・流動型犯罪グループ対策の「仮装身分捜査」と同等の実態把握能力を整備すべきである。	御意見は今後の検討の参考とさせていただきますが、引き続き、人身取引事犯の実態把握を徹底してまいります。
61	行動計画計画の改定は5年等特定の間隔で固定すべきである。	今回の改定は、人身取引の被害者数が増加傾向にあることを踏まえて行ったものであり、今後とも必要に応じて適切に対応してまいります。
62	「行動計画の改定」というからには、これまでの政府の取り組みを振り返って何が足りなかったのかを洗い出し、時代の変化に伴う新たな脅威にどのように対処するのかを吟味した上で、新たな施策を打ち出すべきである。	人身取引対策については、これまで関係府省庁が連携して取組を推進し、着実な進展がみられています。一方、今回の改定は、人身取引の被害者数が増加傾向にあることを踏まえて行ったものであり、新たな施策を盛り込み、対策の更なる充実を図ることとしています。
63	前々回2014および前回2022の時にも意見を送ったが、人身取引のように外国人が関わる問題に対しては、せめて英語だけでも対応できないか検討すべきであり、今回も英語対応がなかった理由を明らかにすべきである。	本計画については、我が国の人身取引対策に関する施策を取りまとめたものであり、日本語により意見募集を実施したものです。なお、人身取引対策における外国語の使用に関しては、人身取引の被害申告等と呼びかけるポスター、リーフレット等を多言語で作成するなど、必要な取組を進めております。いずれにせよ、いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
64	議定書第3条の人身取引の定義において、「獲得」とは「recruitment」という原語を日本政府がかつて独自に訳した言葉であり、行動計画においても同様の表記を行うことで、より正確な定義が一般にも伝わるようにすべきである。	御意見を踏まえ、記載を修正しております。
65	行動計画において、細かい説明等年次報告に類する記載は不要であり、重複表現を避ける、法令を「」でくくるなど、表現の適正化に努めるべきである。	いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
66	不法就労防止や労働者の母国における過度の保証金・違約金徴収防止の取組が、あくまで「人身取引防止」という目的であることが明らかな表現にすべきである。	いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
67	「潜在的被害者に対する被害申告先、被害者保護施策の周知」のセクションは、外国人被害者（または潜在的被害者）についての施策であることを明記すべきである。	いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
68	「近時の社会情勢等を踏まえた売買春に係る規制の在り方」とあるが、「近時の社会情勢」より具体的に記述すべきである。	売買春をめぐる社会情勢等には様々なものがあり、網羅的・具体的に列挙することは困難であることから、「近時の社会情勢等」と記載しています。
69	2.(7)② 雇用主等への働きかけについて、「人身取引に関連する意識の向上」「人身取引対策に係る情報の発信等を行う」についてより具体的に記述すべきである。	行動計画に、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく管理者講習等の機会を通じた雇用主等への広報啓発活動」等と記載しており、人身取引に関連する意識の向上に努めております。いずれにせよ、いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。

70	路上売春を行わざる得ない女性たちは、逮捕（取締り）ではなくむしろ保護・支援すべき対象であり、「売春事犯の取締りを徹底し」という記載が、管理売春を行っている元締めや違法風俗店などの取締りに相当するのであれば、そのような限定的な表記にすべきである。また、「人身取引関連事犯の加害者に対して厳正な科刑の実現に努める」とあるが、「厳正な科刑の実現」を具体化すべきである。	売春の客待ちをしている女性に対しては、必要な支援を行っております。 また、御指摘の人身取引事犯については、様々な法令を駆使し、悪質な事情を適切に主張・立証することで、厳正な科刑の実現に努めており、引き続き適切に対処してまいります。
71	外国関係機関との連携強化において、「海外で邦人が人身取引に関与したことを理由に拘束された事案」とあるが、被害者なのか加害者なのかが判然としないので、明確にすべきである。	海外で邦人が人身取引に関与したケースは大きく三つの場合があり、一つ目が被害者である場合、二つ目が加害者である場合、三つ目が加害者でもあり被害者でもある場合です。ここにおいて「拘束」される場合というのは二つ目と三つ目になると考えられますが、「邦人保護」の対象は全ての日本国籍保有者であり、被害者であるか加害者であるかは問いません。
72	「被害者の保護・支援」という場合、長期的保護、トラウマケアなどの長期的な心理ケア、職業訓練、就労支援、さらには未払い賃金・賠償金等の回収支援等が必要であり、早急に整備すべきである。	被害者への支援として、女性相談支援センター等により人身取引被害女性の保護を行い、安全の確保及び心身の健康状態に配慮した心理的ケア等の対応を行っている。また、ハローワークにおいては、一人ひとりのニーズに応じた職業訓練のあっせんや、きめ細かな就職支援を引き続き行っていく。あわせて、労働基準監督署においては、賃金の未払い等の労働基準関係法令の違反が認められた場合には、使用者に対し、その是正を指導しており、引き続き、法定労働条件の履行確保に努めてまいります。
73	男性被害者の長期保護に関して、「公的支援の充実の可能性等についても検討する」とあるが、「検討」とどまらず、そろそろ実際に保護施設・保護施策の設置に向けて動くべきである。	政府としては、全ての被害者が保護・支援措置の対象となるよう、効果的な措置を講じているところ、引き続きその立場を踏まえた支援措置の充実等の可能性について、検討してまいります
74	「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく新規及び変更届け出書類の確認書交付後一定期間内に、1-届け出している呼称でのインターネットでの広告内容(性交類似行為等売春の有無)の調査、2-立入調査活動での従業者名簿(外国籍の有無及び未成年の有無)の調査、3-実際の役務提供の内容の従業者への聞き取りを日本語で行い、売春更生又は日本語能力が低い者は保護をする。」趣旨を追記すべきである。	警察においては、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づき、必要な立入調査等を行っているところです。
75	「警察庁が風俗、性風俗の届け出時に把握できる外国籍申請者数を統計で公表する」趣旨を追記すべきである。	いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
76	失踪、不法就労、人身取引、犯罪関与等を合理的に疑わせる具体的情報について、警察・入管・労働行政等が迅速に共有し、警察が捜索・捜査・摘発・被害者保護、入管庁が在留確認・退去強制等を担うなど役割分担を明確化すべきである。	都道府県警察、地方出入国在留管理局及び都道府県労働局は、連携して人身取引に係る事犯等の解明に努めるなど、その取締りを連携して強化するとともに、人身取引被害者を認知した際は適切な保護・支援措置が講じられるよう努めることとしております。
77	外国人を受け入れる企業、監理団体、登録支援機関等について、一定の保証金又は適切な保険への加入を義務付けるなどして、企業側の違法行為等による人身取引被害については、原因者負担・求償できる仕組みを構築すべきである。	外国人労働者の適正な受入れ及び人身取引被害の防止は重要であると考えています。 人身取引の防止及び被害者保護に関しては、関係法令に基づく取組を進めているところであり、関係省庁と連携しながら、外国人労働者の保護及び適正な就労環境の確保に努めています。 なお、いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
78	受入企業、監理団体、登録支援機関等について、外国人受入人数に応じた「外国人受入負担金」等を設け、国・地方公共団体に生じる合理的な追加行政費用へ充当する制度を検討すべきである。	いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
79	「人身取引によって強制された行為」「本人の自由意思による犯罪」「人身取引と直接関係しない在留違反」を客観的証拠に基づき個別に判断する統一基準を設け、適正に処理すべきである。	個々の事案の真相を明らかにするために、必要な事項について捜査を尽くした上で、法と証拠に基づいて、刑事事件として取り上げるべきものは取り上げているところであり、引き続き適切に対処してまいります。 また、出入国在留管理庁では、外国人が人身取引の被害者である可能性を認めたときは、同人が被害者であるかどうかの判断に必要な事実の解明及び証拠の収集に努めた上で、適切に判断しています。
80	外国籍の被害者については、安全確保、捜査、裁判等に必要期間は適切に保護した上で、それらが終了した後については、別途通常の在留資格要件を満たす場合等を除き、長期在留や永住資格取得につなげるべきではなく、安全な帰国支援を基本とする制度とすべきである。	出入国在留管理庁では、人身取引被害者の立場に配慮し、被害者保護の観点から、被害者の希望等を踏まえ、在留期間の更新や在留資格の変更を許可しており、また、被害者が不法残留等の入管法違反の状態にある場合には、在留特別許可を与えるなど、被害者の法的地位の安定化を図っています。その上で、帰国を希望する被害者については、IOM 駐日事務所や在京大使館等と緊密に連携しながら、被害者の保護及び帰国支援を行っています。なお、我が国での在留を希望する被害者や帰国することができない被害者については、個別の事情を総合的に勘案し、必要に応じて就労可能な在留資格を認めることとしています。

8 1	外国人受入人数については、産業界の人手不足だけで決定せず、在留資格・業種ごとの失踪率、不法就労、人身取引被害、労働法令違反、犯罪発生状況、地方行政への負担、日本人の雇用・賃金への影響等を毎年検証し、問題が継続する分野では受入枠の縮小又は一時停止も行える制度とすべきである。	外国人の受入れの基本的な在り方については、有識者会議での議論を進め、社会保障や教育、治安等を含む外国人に係る諸課題を整理しつつ、将来推計等を行いながら、中長期的かつ多角的観点から受入れに関する基本的な考え方を検討し、令和8年度中に基本方針をとりまとめることとしています。
8 2	技能実習制度について多くのページを費やしているのと比べ、育成就労制度については1ページの半分程度の記述しかなく、制度導入まで半年しかないこのタイミングで具体的な方策が殆ど検討されていないということであり、極めて不十分である。	いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
8 3	査証審査において、難民である可能性を考慮しなくてはならないと明記すべきである。	いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
8 4	外国人被害者が帰国する前提で話が進んでいるように感じるが、人身取引被害者の難民性について考慮すべきである。	人身取引被害者から難民等認定申請が行われた場合には、最新の出身国情報も踏まえながら、申請者ごとにその申請内容を審査し、真に保護すべき者を確実に保護してまいります。なお、我が国での在留を希望する被害者や帰国することができない被害者については、個別の事情を総合的に勘案し、必要に応じて就労可能な在留資格を認めることとしています。
8 5	入管庁は「管理」に重点を置いた組織であり、必要な「保護」機能が十分果たせていないため、独立した人権保護機関の創設や、入管庁以外の人身取引の被害を相談できる窓口の設置を検討すべきである。	出入国在留管理庁においては、人身取引被害者の立場に配慮し、被害者保護の観点から、被害者の希望等を踏まえ、在留期間の更新や在留資格の変更を許可しており、また、被害者が不法残留等の入管法違反の状態にある場合には、在留特別許可を与えるなど、被害者の法的地位の安定化を図っています。外国人の人身取引被害者の保護は、これら出入国在留管理行政上の様々な手続と密接に関連していることから、出入国在留管理庁において行うことが適当であり、独立した機関を設置することは考えておりません。
8 6	1 0月の在留手数料の超大幅値上げによって、経済的に脆弱な外国人労働者や実習生が、雇用主との関係に於いてますます立場を弱める危険性があることを注意喚起する必要がある。	いただいた御意見は今後の参考にさせていただきます。 なお、改正入管法では、在留許可手数料の額を定めるに当たっては、実費のほか、外国人の出入国及び在留の公正な管理に要する費用の額等を勘案することを規定していますが、外国人の出入国及び在留の公正な管理に関する施策による受益の程度は、外国人の資力等を含めた負担能力の程度で異なるものではないと考えられます。
8 7	計画案の中に、被害者の権利回復と予算措置を担保するとともに、NGOや有識者を含めた透明性の高い被害者認定プロセスを導入すること、政府専管部署（省庁横断的な司令塔）を設置すること等を含めた「人身取引被害者保護支援法（仮称）」の制定を検討することを記載すべきである。	政府としては、行動計画に基づき、関係省庁が連携して、取締り、被害者の保護や支援等の取組を進めている。加えて、行動計画では、関係行政機関が緊密な連携を図りつつ、また、外国の関係行政機関、国際機関、NGO等とも協力して、人身取引対策に取り組むこととしております。 今回、行動計画を改定して対策の更なる充実を図ったところ、この行動計画を実施することが重要と考えており、人身取引の根絶を目指し、政府一丸となつて行動計画に基づく総合的かつ包括的な人身取引対策を進めてまいります。
8 8	人身取引被害の実態把握の対象として「人身取引関連事犯」も含めることを記載すべきである。	人身取引の実態把握の徹底については、人身取引の手段の巧妙化や情勢の変化を念頭に置きながら、それぞれの関係行政機関において自らが取り扱う人身取引事犯等の実態を丁寧に分析するとともに、関係行政機関間で情報共有等を図ることとしており、これまでも、例えば売春事犯や風俗関係事犯、児童の性的搾取等事犯等の人身取引関連事犯の取締りを通じるなどして、人身取引被害の発生状況の把握・分析に努めるなどしております。
8 9	育成就労制度における転籍制限を撤廃し、送出機関以外（違法ブローカー等）に支払った費用も含めた包括的な規制を行うこと、強制帰国事案の対策を検討するための「共同テーブル（NGOと政府の協議体）」を即時に設置すること等を検討すべきであり、計画案にその旨を記載すべきである	いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。なお、育成就労制度における転籍制限期間については、同制度の趣旨を踏まえ、人材育成及び人材確保の観点から設定しているものですが、見直しについては、運用開始後の運用状況を踏まえ、一定期間経過後に検討することとしています。また、技能実習制度下においては、実習生の意思に反した帰国を防止するため、例えば、空港において出国しようとする技能実習生の帰国意思の確認等の取組を行ってきたところです。育成就労制度においても、同様の取組を通じて、意に反した帰国の防止及び育成就労外国人の適切な保護に努めてまいります。
9 0	留学生への労働搾取についても実態把握と対策を行うことを、計画案に記載すべきである。	いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
9 1	S N Sを用いたスカウト集団による組織的搾取やセクストーション被害も、項を設けて対策の対象であることを明らかにすべきである。	いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
9 2	買春等の性的搾取行為に対し、刑事罰の新設も含めた効果的な抑止策を検討することを、計画案に記載すべきである。	売買春規制の在り方については、近時の社会情勢等を踏まえ、必要な検討を行います。
9 3	子どもの被害だけでなく、成人女性の性的被害（性的搾取）についても項目を設け、問題意識を涵養する必要性を強調すべきである。	行動計画には、悪質ホストクラブ対策の推進など、成人女性の被害に関係する取組も盛り込まれております。
9 4	人身取引の実態を明らかにするために統計資料を用いる場合には、政府が認知した人身取引事犯及び人身取引関連事犯の統計、さらにNGOのデータも用いて、実態を明らかにする必要がある。	年次報告では、人身取引事犯の検挙件数・検挙人員のほか、人身取引事犯の被害者数についても盛り込むなどしております。いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。

9 5	NGOとの実質的な連携（認定プロセスへの参与や担当者会議の定期的開催）を明記するべきである。	行動計画本文 6（3）④に「NGO、IOM、民間企業等との連携」が記載されており、これまでも人身取引被害者支援に取り組むNGO等と必要な連携を行っております。
9 6	学校教育を通じた人権尊重や生命の安全に関する教育推進が、教員の業務負担が過重とならないよう、国において教材や指導事例を十分に整備するとともに、必要に応じて外部専門家や関係機関を活用できる体制を整備すべきである。	学校における人権教育に関する学習方法や教材開発の検討に資するよう、令和7年3月にウェブサイト「人権教育アーカイブ」を開設し、学校における人権教育の好事例や教育委員会等が作成した資料等の収集・集約・発信を行っています。引き続き、学校が人権教育に取り組みやすい環境の整備に取り組んでまいります。 「生命（いのち）の安全教育」の学校現場における指導を支援するため、実践事例集や指導例動画等を作成・公表しています。また「生命（いのち）の安全教育」に学校等が取り組む際に活用できる予算事業では、外部講師等を活用することも可能としています。
9 7	技能実習生等について、雇用主等から独立した環境で本人から直接話を聞く機会を定期的に設け、必要に応じて事前に実施を知らせない抜き打ちの面談・実態調査を行うなど、旅券等の取上げ、賃金の不払い・不当な控除、過度な長時間労働、暴力・脅迫、外出や転職の制限等の有無を本人から確認できる体制を整備すべきである。	外国人技能実習機構では、実習実施者に対しては3年に1回程度、監理団体に対しては1年に1回程度の頻度で、技能実習の適正な実施状況を確認するための実地検査を行っています。 実地検査における技能実習生への聞き取りは、基本的には実習実施者等の関係者が同席しない環境で本人から直接行っており、賃金の支払状況、労働時間、旅券等の保管状況、暴力・脅迫の有無などを確認し、必要に応じて事実関係の調査を実施しています。 また、外国人技能実習機構が実施している母国語相談等を通じて、技能実習生からの相談に適切に対応しております。 労働基準監督署においては、賃金不払い等の申告や相談等の情報から人身取引が疑われる事案の把握に努めているところであり、また調査に当たっては技能実習機構地方事務所と連携し、予告なく合同監督・調査を実施する等労働実態の的確な把握に取り組んでおります。引き続き、必要な体制確保に努めてまいります。